

糸田町教育大綱

令和 8 年 3 月

糸 田 町

糸田町教育委員会

平成 2 8 年 3 月	糸田町教育大綱	策定
令和 3 年 3 月	糸田町教育大綱	改訂
令和 8 年 3 月	糸田町教育大綱	改訂

1 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化社会の進行及びグローバル化のより一層の進展、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による世界的な影響、スマホやSNSに代表されるデジタル化社会の到来、AI（人工知能）や自動運転に代表される最先端技術の急速な進展など、町民生活を取り巻く環境は大きく変化している時代背景を踏まえつつ、糸田町の豊かな自然環境や文化遺産等の特性を活かしながら、地域振興を図っていくための新たな目標と道筋を示す「第6次糸田町総合計画」が、令和8年3月に策定されました。

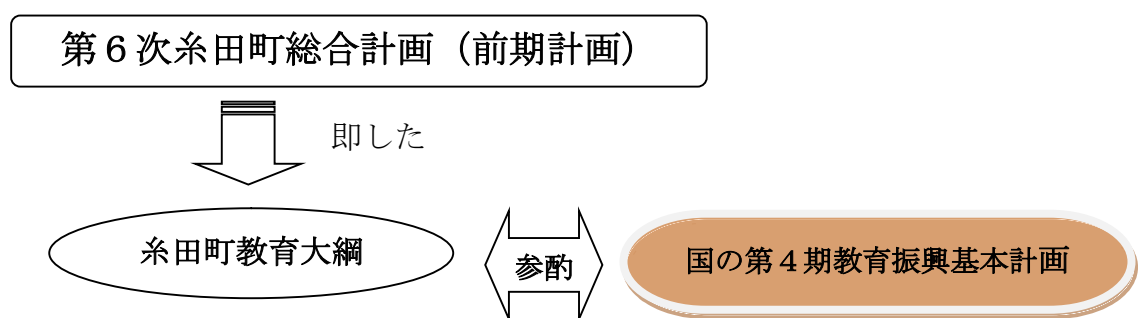
また、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から施行、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」とされました。

これらを受け、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、糸田町総合教育会議における協議を経て、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものとして「糸田町教育大綱」（以下、「大綱」という。）を定めるものです。

2 大綱の位置づけ

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、令和3年3月に改訂した糸田町教育大綱に、令和8年3月に策定する第6次糸田町総合計画の前期計画を踏まえて改訂するものです。

【大綱の位置づけ】



3 大綱の期間

第6次糸田町総合計画の前期基本計画との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。ただし、教育を取り巻く状況の変化や糸田町教育行政施策の進展状況などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本方針

(1) 学校教育の充実

社会的自立の基盤となる学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する、子どもたちの「新たな時代を生きる力」の育成に努めます。そのために家庭や地域との連携強化を図りつつ、物的・人的な教育環境整備の充実を計画的に行います。

また、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進を行います。

(2) 青少年の健全育成

「まちづくりは人づくり」という観点から、新しい時代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に育成できるよう、家庭・地域社会・学校・青少年関係団体との密接な連携により健全育成活動を推進し、町ぐるみで人材育成と健全育成の活動に努め、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進を行います。

また、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などを図るうえで重要な役割を担うものです。しかし、核家族やひとり親家庭、経済的な問題等により家庭生活に困難さを抱える家庭が増加しています。親子共にスマホ等によるスクリーンタイムの時間が大幅に増え、人格形成に不可欠な人と人とがふれあう体験・つながる体験も減少傾向にあります。さらに、地域とのつながりも年々希薄になっています。その結果、様々な問題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、「家庭教育」に関する支援が届きにくい家庭への対応の必要性より一層高まっています。学校と地域、福祉機関等が連携し、それぞれの役割と実情に応じた支援の方法で「家庭教育」の支援の取組みを推進します。

(3) 生涯学習の推進

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化するニーズに応えた生涯学習機会の充実を図るとともに、学習拠点の維持・管理や指導者の確保に努めます。また学習の成果を地域や社会で生かすことができるよう指導者育成、養成の支援の充実に努めます。

(4) スポーツの普及と振興

生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにするために、日常生活の中で気軽に運動や体力づくりが継続できる体制の充実や仲間づくりの推進に努めます。またスポーツ環境、施設の整備・充実を計画的に行うとともに、指導者の育成と確保に努めます。

(5) 文化財の保護

糸田町の歴史や文化財の周知に努め、文化・歴史的遺産に対する住民意識の向上を図るとともに、先人が残してくれた伝統文化、郷土文化の発掘、保護、伝承に努めます。

(6) 人権意識の向上

町民一人ひとりが互いの個性を認め合い、差別や人権侵害のない人間としての尊厳を大切にする社会の実現を目指して、人権教育、啓発活動に努めます。

5 基本施策

(1) 学校教育の充実

家庭や地域との連携強化を図りつつ、物的・人的な環境整備を計画的に行い、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む取組を充実させます。

【施策】

① 学力・体力向上の対策の推進

- ・ 1小1中のメリットを活かして、小中学校が連携して共通課題に取り組み、課題解決に努めます。また、家庭や地域、外部関係機関と連携を図り、児童生徒の学力向上に向けた取り組みの充実を図ります。

- ・学力の二極化傾向が強まりつつある中、学力向上プランに沿って、個別最適な学びや協働的な学びを充実させ、家庭との連携を図りながら確かな学力の向上を図ります。
- ・体力向上プランに沿って体力アップや運動能力の育成を図ります。また心身ともに健康で安全な生活を営むための健康や運動についての知識の習得と、それを実践し生活習慣とする意欲の育成に努めます。
- ・社会的自立の基盤となる学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する繋がる力の育成に努めます。

② たくましく豊かな心の醸成

- ・家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒が愛着を持ってふるさと糸田のヒト・モノ・コトとかかわる様々な活動を行い、実体験する中で、自ら学び、自ら考え、未来を切り拓く豊かな心の育成に努めます。
- ・図書館教育や読み聞かせ体験を充実させ、本に親しみ情操を育む読書活動を推進します。
- ・いじめや不登校を生まない学校づくりのため、早期発見、早期対応のための取り組みの強化を図ります。

③ 教育環境の充実

- ・学校・家庭・地域が連携し協働するコミュニティスクールを導入、コミュニティスクールと地域学校協働本部との両輪による学校と地域との連携のしくみを構築し、子どもたちの学びと育ちを支える活動の充実に努めます。
- ・小中学校施設の総合管理計画を策定し、長寿命化・防災機能強化等を含めた計画的な整備・改修を進めます。
- ・児童生徒へきめ細やかな支援を行うため、少人数学級の継続、教科担任制の継続、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援学級への支援員等の配置、専門機関や関係機関との連携強化を図ります。
- ・ICT（情報通信技術）教育の環境整備を進め、その利活用に努めます。
- ・不登校対策として、多様な学びの場の確保に努めます。小学校ではステップルーム、ホットルーム、中学校ではステップアップルームを継続して実施、自宅でのオンラインを利用した学習、福智町と共同運営をしている下田川地区教育支援センターの活動の継続に努めます。
- ・オンライン国際交流の継続により、実践的な語学学習やコミュニケーション能力の向上、多様な価値観の成長を図ります。

- ・部活動の地域展開に係る体制の構築を検討します。

(2) 青少年の健全育成

家庭・地域社会・学校・青少年関係団体との密接な連携による健全育成活動を推進します。また、研修会の拡充等による地域の指導者や団体のリーダーの連携と育成、家庭教育支援の取組みを推進し、その充実に努めるとともに、青少年の非行防止対策活動を推進します。

【施策】

① 青少年の健全育成の推進

- ・家庭、学校、職場、地域と関係機関、団体の連携強化を図り、町ぐるみで青少年の健全育成を推進します。

② ボランティア活動・研修事業の充実

- ・地域子ども会の活動及びスポーツ少年団活動の支援、交流、各種リーダー養成、ボランティア活動を推進します。

③ 非行防止対策活動の推進

- ・少年補導員を中心に小・中学校・PTA等と連携をとり、青少年の非行防止対策活動を推進します。

④ 国際理解の推進

- ・海外青少年との交流事業や外国人講師等を招聘した学習会を通じて異文化に触れることにより、国際感覚を身につけ、自己表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・中学生のオンラインによる同世代との国際交流の取組の充実に努めます。

⑤ 「家庭教育」を支援する取組みの推進

- ・地域のつながりの希薄化や、支援が必要な人が、必要な制度や相談窓口につながらないという課題があります。福祉と教育が切れ目なく連携を図り、町ぐるみで「家庭教育」の支援の取組みを推進します。

(3) 生涯学習の推進

地域に根ざした学習活動の推進と指導者育成の支援を図ります。また、学習の成果を地域や社会で活かすことができるよう、支援の充実に努めます。

【施策】

① 生涯学習拠点の充実

- ・生涯学習施設の拠点として、糸田アリーナや町民会館、図書館等の機能とサー

ビスの充実を図ります。また、地区公民館事業による地域の活動の支援を行います。

② 各種講座の拡充

- ・ 広く学びの場を提供するため、広域での連携のもと人材バンク、社会教育講座の充実を図ります。
- ・ 文化の向上を図るため、文化関係団体及び、人材育成に努め、文化イベント、各種講座、学級等の活動の推進を図ります。

③ 子どもの読書環境の整備

- ・ 「糸田町子ども読書活動推進計画」を基に、子どもの読書活動の推進、充実を図ります。
- ・ ブックスタート事業についてボランティア等を活用した中で、その充実を図ります。

(4) スポーツの普及と振興

子どもから高齢者まで、誰もが楽しむことができるニュースポーツ等の種目の充実に努め、生涯スポーツ環境、スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の掘り起こしを推進します。

【施策】

① 生涯スポーツの推進

- ・ 町民の誰もが気軽に参加できるよう健康づくりとスポーツ活動を結びつけ、ニュースポーツなどの普及を目指し、講習会や大会を開催します。
- ・ スポーツ少年団の育成と自主的にスポーツ活動を展開している社会体育振興協会、総合型地域スポーツクラブ等を通じてスポーツ推進委員を先導に、スポーツの推進を図ります。

② 指導者の育成

- ・ 町民のニーズに対応できる指導者の育成を進めるとともに、スポーツの推進に向けて優れた指導者の確保に努めます。

③ スポーツ施設の充実

- ・ 町民の体力づくり、スポーツ団体や地域の活動の場として利用しやすいよう、スポーツ施設を計画的に改修し、適切な維持・管理を図るとともに、学校施設の開放も検討します。

(5) 文化財の保護

町民の文化財に対する親しみや理解を得るために、歴史資料館を利用し、糸田町の歴史資料等の展示公開等を行うことで、文化、歴史的遺産に対する住民意識の向上を図ります。

【施策】

① 文化財保護の推進

- ・未周知文化財の調査、保護を行います。
- ・伝統文化、郷土文化の発掘、保護、伝承に努めます。

② 文化財の継承と周知の推進

- ・糸田町の歴史を知るための資料収集及び記録の作成を行います。
- ・遺物の整理、保管を行うとともに、歴史資料館の展示公開により、糸田町の歴史や文化財の周知に努めます。

(6) 人権意識の向上

「糸田町人権施策基本方針」を核とした教育・啓発に努めることで、人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。また、保育所から中学校までの一貫した取り組みとして人権教育の充実を図り、人権意識の向上に努めます。

【施策】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・関連団体と連携して、職場、家庭、地域、学校などにおける人権教育・啓発活動に努めます。

② 教育・学習機会の整備

- ・人権意識に関する教育・学習機会の整備を図ります。